

# 一般送配電事業託送供給等約款料金審査 要領

平成28年4月1日制定

平成29年4月1日改正

令和4年4月1日改正

令和4年11月1日改正

令和5年11月13日改正

## < 目 次 >

### 第1章 総則

### 第2章 「期間原価等項目への整理」に関する審査

### 第3章 「料金の計算」に関する審査

#### 第1節 「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」に関する審査

#### 第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

#### 第3節 発電側託送供給料金の設定における設備投資の効率化及び電気

#### の潮流状況の改善に資する場合の割引額に関する審査

#### 第4節 インバランス料金の設定に関する審査

## 別添 2

### 一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領

#### 第 1 章 総則

##### 1. 基本方針

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に定める託送供給等約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

- (1) この審査に当たっては、認可の申請がなされた託送供給等約款料金（以下「託送料金」という。）が、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号。以下「算定規則」という。）に則って算定されていることを前提とする。
- (2) 算定規則における「基準託送供給料金の設定等」（算定規則第 3 章）については、料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められるとともに、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないか否かを審査するものとする。
- (3) これらの審査の結果については、申請を行った一般送配電事業者（以下「申請一般送配電事業者」という。）に対して指摘するものとする。
- (4) この指摘を踏まえ、申請一般送配電事業者が申請を適正に補正したと認められる場合の当該申請に係る託送料金は、法第 18 条第 3 項の認可基準に適合していると認められるものとする。

##### 2. 用語の意義

この要領において使用する用語は、法、算定規則及び一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和 4 年経済産業省令第 61 号）において使用する用語の例による。

#### 第 2 章 「期間原価等項目への整理」に関する審査

算定規則第 8 条第 1 項の規定により整理されているか否かを審査するものとする。具体的には、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令により、第一区分費用項目、第二区分費用項目、第三区分費用項目、制御不能費用項目、事後検証費用項目、次世代投資費用項目、事業報酬、追加事業報酬及び控除収益項目として算定された額の合計と、期間原価等項目の額の合計との整合性及び期間原価等項目への整理について、その適正性を審査することとする。

#### 第 3 章 「料金の計算」に関する審査

##### 第 1 節 「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」に関する審査

1. 法第 18 条第 3 項第 3 号に規定する「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」については、あらかじめ料金表等において料金率、計算式、参照すべき指標（取引所価

格等)が明確に定められているか否かを審査するものとする。

2. 時間帯別料金を設定している場合において、以下の点を審査する。

(1) 特別高圧需要、高圧需要に対応する原価については、昼夜間格差を設けて時間帯別料金を設定しているか否かを審査する。

(2) 低圧需要に対する原価については、以下の点を審査する。

① 低圧需要のみに対応する設備に関連する原価(低圧配電費・配電用需要家費)については、昼夜間格差を設けずに時間帯別料金を設定しているか否かを審査する。

② その他の原価については、昼夜間格差を設けて時間帯別料金を設定しているか否かを審査する。

## 第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

同項第5号に規定する「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、託送供給等の相手方となる全ての者に対して平等であるか否か、発電側託送供給料金の支払義務を負う全ての者に対して平等であるか否かを審査するものとする。なお、審査は、需要側託送供給料金の設定における三需要種別に整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定及び発電側託送供給料金の設定における発電側送配電関連原価等を基とした料金率の設定について重点的に行うこととする。

## 第3節 発電側託送供給料金の設定における設備投資の効率化及び電気の潮流状況の改善に資する場合の割引額に関する審査

算定規則第25条第3項第2号に規定する「一般送配電事業者の供給区域内の電気の供給に係る料金であって、基幹系統の設備投資の効率化及び電気の潮流状況の改善に資するものである場合の前号に掲げる料金からの割引額」及び同項第3号に規定する「一般送配電事業者の供給区域内の電気の供給に係る料金であって、特別高圧系統(特別高圧に係る送配電関連設備で構成される電力系統をいう。)の設備投資の効率化に資するものである場合の第一号に掲げる料金からの割引額」については、設備投資の効率化効果等に応じた設定になっているか、託送供給等約款への記載が適切であるか否かを審査する。

### 1. 割引額

(1) 算定規則第25条第3項第2号に規定する割引額

基幹系統の設備投資の効率化及び電気の潮流状況の改善に資する程度に応じて、以下の割引額を設定する。

算定規則第24条に規定する発電側送配電関連原価等の基幹系統分の半額を発電側課金の対象となる供給区域内の想定発電電力(kW)の値で除した額

又は

算定規則第24条に規定する発電側送配電関連原価等における基幹系統分のうち、減価償却費及び事業報酬を合計して得た値の半額を発電側課金の対象となる供給区域内の想定発電電力(kW)の値で除した額、その半額又はその四分の一の額

(2) 算定規則第25条第3項第3号に規定する割引額

特別高圧系統の設備投資の効率化に資する程度に応じて、以下の割引額を設定する。

算定規則第24条に規定する発電側送配電関連原価等の特別高圧系統分の半額を発電

側課金の対象となる供給区域内の想定発電電力（kW）の値で除した額

又は

算定規則第24条に規定する発電側送配電関連原価等の特別高圧系統分のうち、減価償却費及び事業報酬を合計して得た値の半額を発電側課金の対象となる供給区域内の想定発電電力（kW）の値で除した額

## 2. 託送供給等約款への記載

託送供給等約款において、適切な割引額が記載されていることを審査する。

## 第4節 インバランス料金の設定に関する審査

算定規則第4章の規定により設定されているか否かを審査するものとする。

算定規則第29条及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（平成29年経済産業省令第7号）附則第3条の規定に基づき、認定事業者及びみなし認定事業者（平成26年改正法の施行の日前に締結された特定契約に係る認定発電設備又は平成26年改正法の施行の日後に締結された特定契約に係る認定発電設備であって化石燃料を燃料としていないもの若しくは再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第14条第1項第8号ニに規定する地域資源バイオマス発電設備を用いる認定事業者及びみなし認定事業者に限る。以下「認定事業者等」という。）の求めに応じて、一般送配電事業者が、当該認定事業者等が維持し、及び運用するこれらの認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定している場合におけるインバランス料金が設定されていることを確認する。